



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

2019年8月20日

文化庁長官
宮田 亮平 殿

一般社団法人日本イコモス国内委員会
委員長 岡田保良
国際イコモス20世紀建築委員会
日本代表 豊川斎赫

近現代の未指定文化財建造物の保護の促進について（要望）

平素より日本イコモス国内委員会の活動についてはご理解、ご支援をいただき、深く感謝しております。

さて、宮崎県都城市の旧市民会館取り壊し計画に対して、本年（2019年）2月4日に国際イコモス（本部 パリ）からヘリテージアラートの前段階に該当する声明が発せられました。しかし、同3月15日の都城市議会は旧市民会館の解体予算を盛り込んだ平成31年度（2019年度）予算案を可決しました。この間、私たち日本イコモス国内委員会は国際イコモスや日本建築学会等と連携し、都城市に対して保存に向けての様々な働きかけをしてきましたが、たいへん残念なことにすでに解体工事が開始されたと聞き及んでいます。

今回の事象は、決して例外的なケースではなく、我が国の文化財保護行政について二つの重要な課題を提示していると考えます。

第一の課題は、竣工から半世紀以上経過し、文化財として保護すべき近現代の名建築が評価される一方、公共施設である近現代の建築物については、利用頻度が低くなった、老朽化して維持管理が困難であるなどの理由により、国や地方自治体は財政状況が厳しさを増すなか、たとえ評価が高いものであっても取り壊さざるを得ないとする結論を受け入れざるを得ないという事例が少なくないという現状です。今回の事象はこの典型的な事例と言えましょう。

貴庁では現在、地方自治体と共同で戦後近現代建築の全国調査を展開されていると承知していますが、専門家の間からは、調査の進捗が遅いこと、調査物件に漏れがあること、当該地方自治体内部で調査成果が十分共有されていないこと、調査リストに掲載されても指定・登録等の保護措置が迅速にとられていないことなどの問題点が指摘されています。これら諸点は、広域災害（熊本地震等）の被災文化財建造物の保護措置において特に顕著



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

にあらわれた今後に向けた課題といえます。

第二の課題は、地方自治体における文化財保護審議会の運営のあり方です。文化財保護法第 190 条「2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する」とあり、これに沿って各地方自治体は同様の文言で文化財保護審議会の設置を規定しています。これは、各地方文化財保護審議会が諮問に応じて調査審議する一方、諮問事項以外についても「建議する」機能を有することを明示しています。地方文化財保護審議会は、「文化財に関して優れた識見を有する者により構成される」ものであり、その優れた識見は、諮問事項の審議のみならず、当該自治体の文化財（未指定も含む）の保護全般についても審議し、必要な建議を行うことにも及ぶことが制度として期待されているのです。

しかし、じっさいは各地の地方文化財保護審議会が諮問案の調査審議のみに自らの機能を限定しているおそれも多分にあります。今回、都城市文化財保護審議会では旧市民会館の保護については、諮問案にはないとして正式の審議事項とはせず、自由意見の交換に留まったようです。市所有の、世界的にも評価される極めて価値の高い建造物の保護について、正式の審議対象にされなかったとしたら、非常に残念なことです。地方文化財保護審議会のあり方として、貴庁や都道府県の市町村教育委員会への建設的な助言がいっそう求められるのではないのでしょうか。

ところで、昨年改正された文化財保護法は、総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化として、地方公共団体が未指定も含めた文化財を把握し、総合的に保存・活用に取り組むために都道府県による「大綱」、市町村による「地域計画」、個々の文化財の「保存活用計画」策定を位置づけています。

この点を踏まえ、私たち日本イコモス国内委員会は、上記 2 つの課題こそ、未指定も含めた文化財の把握や総合的な保存・活用にとって、ぜひとも克服されるべきものと考えます。貴庁におかれては、第一の課題にかかる未指定文化財、特に近現代建造物について、実態把握と具体的な保存・活用の措置について、財政措置も含めた効果的な施策を速やかに展開されますよう、つよく要望いたします。また、第二の課題については、文化庁主催の研修その他の機会において、都道府県・市町村の教育委員会等の担当者に対し、十分留意するようご指導と助言をいただきたくお願い申し上げます。

以上。

<お問い合わせ先>

(一社)日本イコモス国内委員会 事務局

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 13F 文化財保存計画協会気付
(担当:豊川) E-mail: toyokawa-s@chiba-u.jp